

1. 検討部会の目的、検討体制等

目的

京都府福知山花火大会火災の教訓を踏まえ、花火大会、祭りその他の屋外イベント（以下「屋外イベント」という。）会場等における火災予防対策のあり方について検討を行うことを目的とする。

検討体制(敬称略)

部会長: 小林恭一(東京理科大学大学院国際火災科学研究科 教授)

委員: 荒井伸幸(東京消防庁予防部長)

榎一郎(千葉市消防局予防部長)

田中淳一(東京街商協同組合代表理事)

鶴田俊(秋田県立大学システム科学技術学部 教授)

林幸司(日本消防検定協会 消火・消防設備部長)

原正彦(一般社団法人日本イベント産業振興協会 常務理事)

山田常圭(消防庁消防研究センター技術研究部長)

3. 屋外イベント会場等における火災対策の現状

関連する消防関係法令等

届出、火災予防の体制、消防用設備、火気器具の取扱い、危険物の取扱いに関する現行の消防法令等について

屋外イベント会場等における火災予防の実施状況

イベントを運営する体制はイベントごとに異なり、かつ、火災予防の体制が明確でなく、個々の露店主等に委ねている場合もある。

警備状況

主催者等は、必要に応じ警察機関と連携して、雑踏警備を実施しているが、火気器具に対する火災予防を含めて実施している訳ではない。

2. 火災の概要と消防庁等の対応

概要**1 発生場所**

京都府福知山市 由良川左岸(音無瀬橋下流約60m)

2 火災日時等

発生時刻: 平成25年 8月15日19時28分頃

3 人的被害

死者3名 負傷者56名

消防庁等の対応

- ・8月15日(木)被害報を受け、危険物保安室長を長とする災害対策室を設置
- ・8月16日(金)消防庁職員等を長官調査のため現地へ派遣
- ・8月19日(月)注意喚起通知を全国に発出
- ・9月12日(木)危険物保安技術協会がガソリン携行缶本体に注意事項を表示する方法をとりまとめ。



4. 今後の火災対策のあり方

(1) 福知山花火大会火災を踏まえた屋外イベント会場等の火災予防上の課題

- ア 露店等の配置 → 人的被害が拡大した要因の一つは、観客席と火気を取扱う露店、発電機及び携行缶の配置が近接していたこと。
- イ 主催者による火災予防の取り組み → 火災予防の体制が不明確で、屋外イベント会場等の火災予防は個々の露店主に委ねている場合もある。
- ウ 消火準備 → 火気を扱う屋外イベント会場等の消火準備は不明確であり、福知山花火大会は、消防団の活動により消火に至ったものの、同様に消火できるとは限らないこと。
- エ 消防機関の事前把握 → 消防機関が必要な情報を把握し、必要に応じ指導できるようにすること。

(2) 課題を踏まえた必要な火災対策

火災危険性の高い(多数の観客が集まり、かつ、多数の火気を使用する等)屋外イベント会場等に対し、新たに「屋外イベント会場等の防火管理」の仕組みを構築。
(参考)屋内イベント会場等の場合:消防法に基づき、防火管理者の選任、消防用設備等の設置等が義務付け。

ア 火災危険性の高い「屋外イベント会場等の防火管理」の仕組みを構築(主催者)

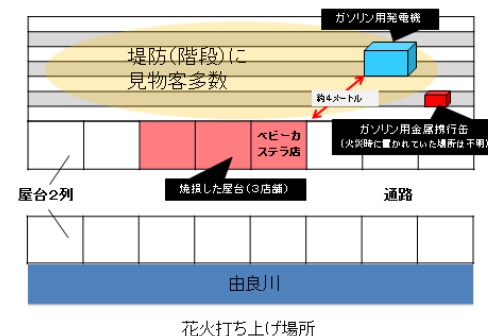
屋外イベント会場等の防火管理のイメージ

- ・防火担当者を選任すること
- ・露店等における火気器具等及び危険物の使用を把握すること
- ・露店、観客席、観客の動線等の配置について火災予防上の安全を確保すること
- ・火災が発生した場合の初動対応を整えること
- ・露店において必要な消火準備がなされていることを確認するための体制を整備(必要に応じ自ら消火準備)

*これらについて消防機関が適切に指導できるように届出の仕組みを整備

イ 火災危険性の高い屋外イベント会場等における消火準備(火気使用者)

ウ 火気器具等の危険性に関する注意喚起等



5. 今後の進め方

(1) 法令に基づく規制体系の整備 : 規制の実効性を担保する措置を含めて早急に対応。

現行の規制体系は法令に基づき火災予防条例で規定していることを踏まえて検討。

(2) 当面の対応 : 制度が構築されるまで主催者等及び消防機関は、報告書及び通知等に基づき対応。